

令和7年度 鞍手町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額 階層表

■保育所等（2号・3号認定）利用者負担額表

階層区分	定 義	月額利用者負担額						
		3歳未満		3歳児		4歳以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	当該年度(※1)の市町村民税非課税世帯(※2)	ひとり親世帯等(※3)	0	0	0	0	0	
		上記以外	0	0	0	0	0	
第3	当該年度(※1)の市町村民税課税世帯であって、その所得割額(※4)が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等(※3)	8,100	8,100	0	0	
				0	0	0	0	
		48,600円以上	上記以外	17,500	17,300	0	0	
				8,750	8,650	0	0	
第4		77,101円未満	ひとり親世帯等(※3)	8,100	8,100	0	0	
				0	0	0	0	
		77,101円以上	上記以外	27,000	26,600	0	0	
				13,500	13,300	0	0	
		97,000円未満		27,000	26,600	0	0	
		97,000円以上		13,500	13,300	0	0	
		169,000円未満		40,000	39,500	0	0	
		169,000円以上		20,000	19,750	0	0	
第5				54,900	54,000	0	0	
第6				27,450	27,000	0	0	
第7				72,000	70,900	0	0	
第8				36,000	35,450	0	0	
		397,000円以上		93,600	92,100	0	0	
				46,800	46,050	0	0	

◎ 標準時間・短時間の区分については、先に通知している支給認定通知書の保育の事由及び必要量の欄を参照してください。

◎ 月額利用者負担額の下段は、第2子（下記※を参照）の利用者負担額です。なお、第3子は無料です。

*所得割額が57,700円以上の方【ひとり親世帯等(※3)の方は77,101円以上】は小学校就学前で保育所、幼稚園等を利用している子どもが算定対象

*所得割額が57,700円未満の方【ひとり親世帯等(※3)の方は77,101円未満】は上記に加えて、生計を一にする子ども等（年齢不問）も算定対象

◎ 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢を指します。

※1 表中における当該年度とは、4月から8月は前年度を、9月から翌年3月までは現年度を指します。

※2 市町村民税非課税世帯とは、市町村民税の均等割・所得割共に非課税の世帯をいいます。

※3 ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます。

※4 市町村民税の所得割額とは、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額です。実際に課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。